

第2期おびひろこども未来プラン
【原案策定に向けた検討資料】

令和〇年〇月

帯 広 市

目 次

1 計画の考え方	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の対象	2
(4) 計画期間	2
2 帯広市の子どもを取り巻く状況	3
(1) 地域の現状	3
(2) 子育て家庭の現状	8
(3) 子どもの現状	13
3 第2期おびひろこども未来プラン	15
(1) 基本理念	15
(2) 基本的な視点	15
視点1：子どもの視点	15
視点2：保護者の視点	15
視点3：社会全体の視点	15
(3) 施策の体系	15
基本目標Ⅰ 子どもを守る	17
基本施策Ⅰ-1 子どもの権利の尊重	18
基本施策Ⅰ-2 子どもの虐待防止の推進	19
基本施策Ⅰ-3 子どもの健康づくりの推進	20
基本施策Ⅰ-4 子どもの安全な環境の確保	21
基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てることができる	23
基本施策Ⅱ-1 安心して妊娠・出産ができる環境の確保	24
基本施策Ⅱ-2 相談支援体制の確保	25
基本施策Ⅱ-3 子どもの発達・生活の支援	26
基本施策Ⅱ-4 わかりやすい情報発信の推進	27
基本目標Ⅲ 子どもや子育て家庭をみんなで支える	28
基本施策Ⅲ-1 仕事と子育ての両立の支援	29
基本施策Ⅲ-2 幼児教育の促進	31
基本施策Ⅲ-3 子育てを地域で支える仕組みづくりの推進	32

基本施策Ⅲ-4 子育て家庭への経済的な支援	34
基本施策Ⅲ-5 ひとり親家庭への支援	35
基本目標Ⅳ 子ども自らの健やかな成長を支援する	36
基本施策Ⅳ-1 子どもの体験活動の推進	37
基本施策Ⅳ-2 青少年の社会参加の支援	39
基本施策Ⅳ-3 青少年の健全育成活動の推進	40

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画について 41

- (1) 特定教育・保育施設等、特定地域型保育事業 42
- (2) 地域子ども・子育て支援事業 45

5 計画の推進体制と点検・評価 50

- (1) 市民・企業・行政の役割 50
- (2) 計画の点検・評価 50
- (3) 計画の進捗管理 51

【参考資料】

調整中

- 1 第2期おびひろこども未来プラン策定の経過
- (1) 策定経過
- (2) 帯広市健康生活支援審議会児童育成部会委員
- 2 用語解説
- 3 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

1 計画の考え方

(1) 策定の趣旨

帯広市では、これまで「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」の実現を目指し、2010（平成 22）年度から 2019（令和元）年度までの 10 年間に期間とした、「おびひろこども未来プラン」に基づき、妊娠・出産期から青少年期に至るまでのライフステージに沿った子育て支援施策を総合的に推進してきました。

2012（平成 24）年には、地域の子ども・子育て支援の充実などを主な内容とする「子ども・子育て支援法」が成立し、市町村において子ども・子育て支援事業の必要サービス量と供給体制の確保方策を整理した計画の策定が義務付けられたことから、「おびひろこども未来プラン」の施策を重点化した新たな計画として「帯広市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

こうした取組みにより、育児に不安や負担を抱える母親など、それぞれの家庭の状況に応じた包括的な相談支援体制の充実をはじめ、共働き世帯の増加に伴う多様な保育ニーズへの対応やひとり親家庭の自立に向けた支援など、子育て環境の充実が図られてきています。

帯広市が 2018（平成 30）年度、子育て家庭を対象に行ったアンケート調査において、子育てに対する感じ方のうち、「喜びや楽しみ」を感じている割合が最も高かったものの、子育てに「強い不安や負担」を感じている割合は 16.0%と、前回調査時（2013（平成 25）年度）の 13.2%と比較し、2.8 ポイント高くなっています。

また、保育需要の多様化や子育ての不安感の高まり、地域におけるつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な環境の変化により、保育所や児童保育センターにおける待機児童の発生や子育てに関する経済的負担感のほか、児童虐待の対応など、様々な課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえ、今後も地域社会全体で、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長することができる、笑顔あふれる子育ての実現を目指すため、第 2 期おびひろこども未来プランを策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育てに関する分野計画として、第七期帯広市総合計画に即して策定します。また、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

(3) 計画の対象

本計画は、おおむね 18 歳までのすべての子どもとその家庭を対象とします。ただし、事業の内容によっては年齢のみにとられない柔軟な対応を行います。

また、市民、地域で活動する団体、企業、行政などの個人及び団体を対象とします。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、2020（令和 2）年度から 2029（令和 11）年度までの 10 年間とし、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて見直すこととします。

ただし、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に関する部分については、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 年間とし、2025（令和 7）年度以降の計画については改めて策定するものとします。

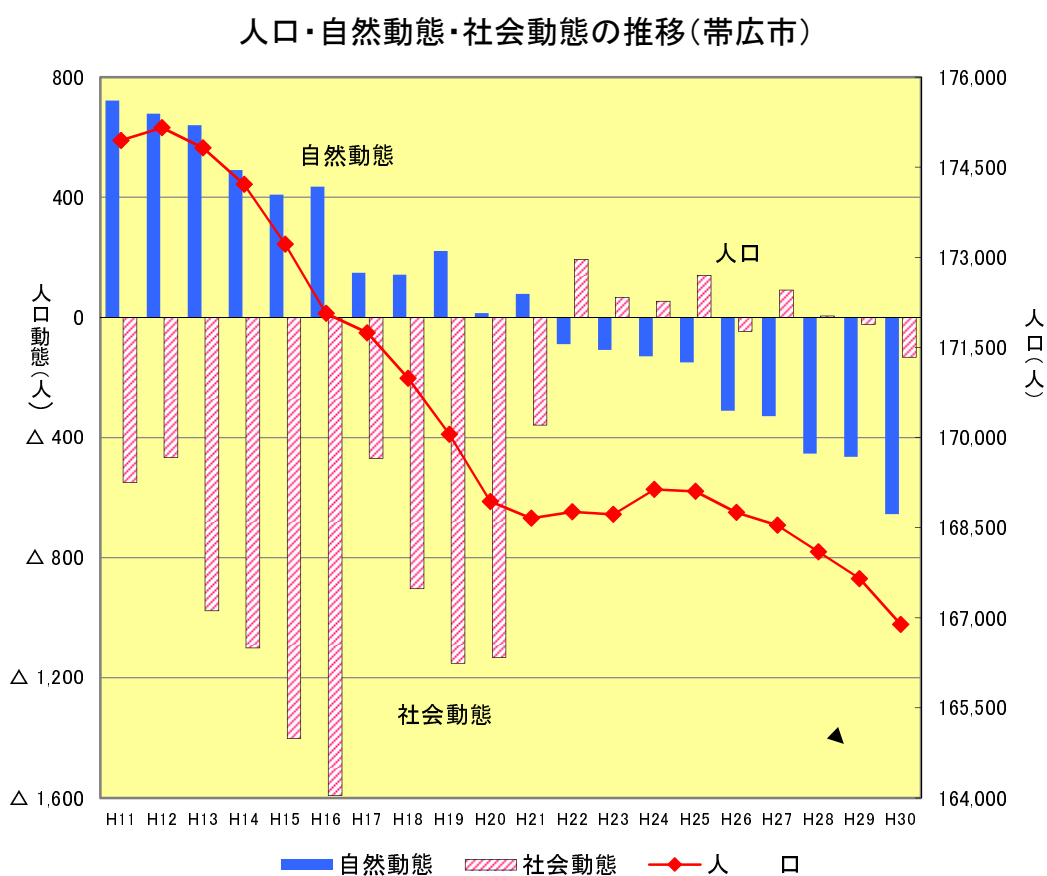
2 帯広市の子どもを取り巻く状況

(1) 地域の現状

①人口・少子化の現状

ア 人口の推移

帯広市の人口は、2001(平成13)年1月末の175,174人をピークに減少を続け、2018(平成30)年12月末には166,889人となっています。2010(平成22)年以降、転入数から転出数を引いた社会動態の大きなマイナスは見られませんが、出生数から死亡数を引いた自然動態のマイナスは、徐々に大きくなってきています。

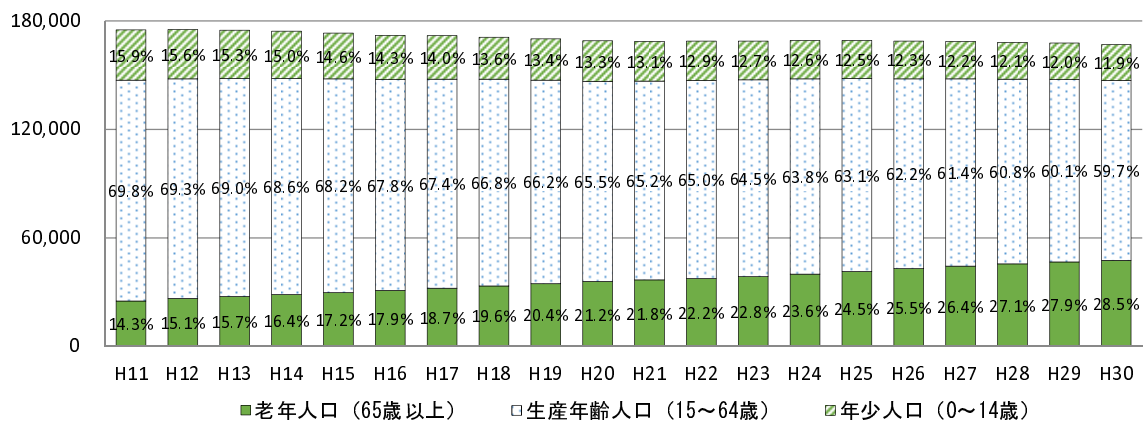


出展：住民基本台帳（各年12月末）

イ 人口3区分の推移

65歳以上の老年人口の割合が増加し、15歳未満の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口が減少しています。

人口3区分推移(帯広市)



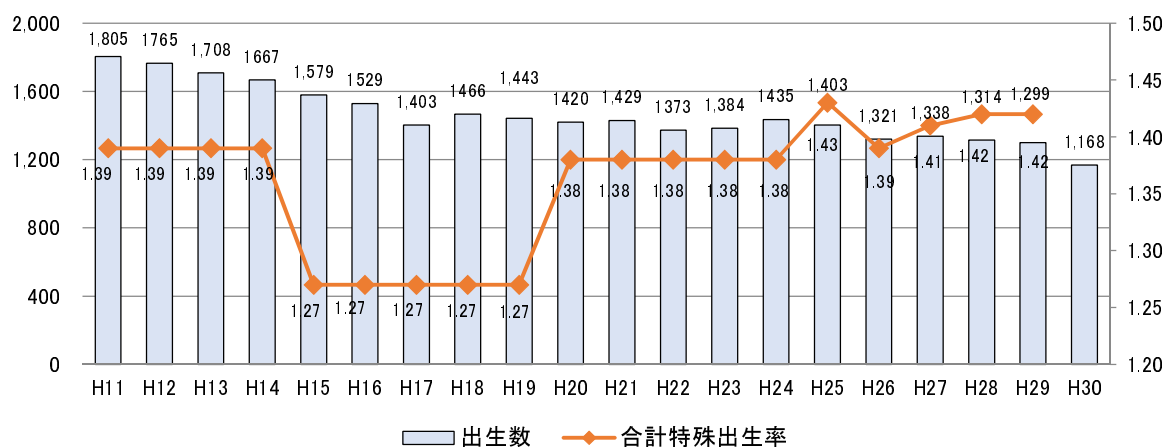
出展：住民基本台帳（各年12月末）

ウ 出生数及び合計特殊出生率の推移

1年間の出生数は、年々減少しており、2018（平成30）年には1,168人へ落ち込んでいます。

合計特殊出生率は、厚生労働省から発表されたデータでは、2003（平成15）年から2007（平成19）年は、1.27と低い状況となっており、2008（平成20）年から2012（平成24）年では1.38まで回復しているものの、人口の維持に必要とされる2.07を下回る状態が続いています。

出生数等推移(帯広市)



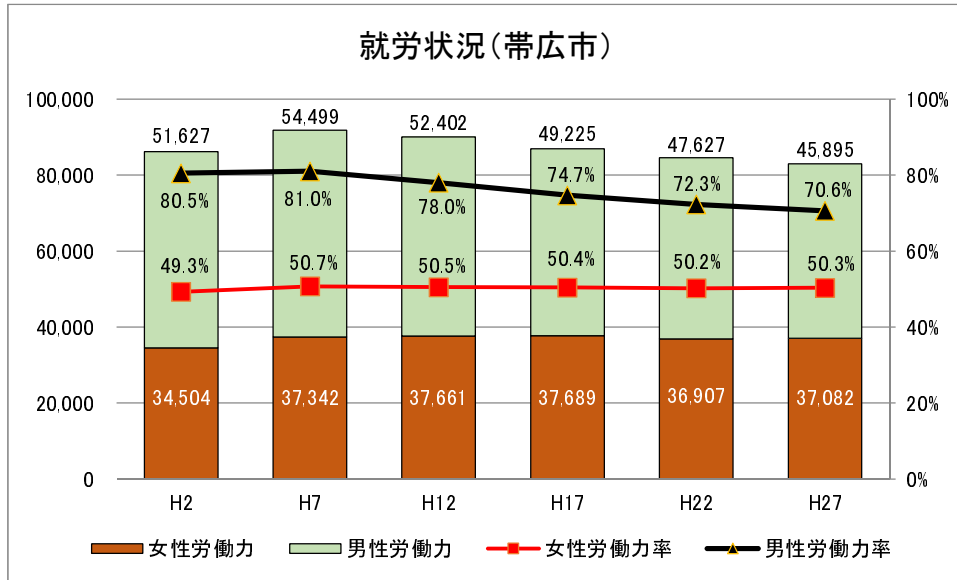
出展：出生数は住民基本台帳（各年12月末）

合計特殊出生率は人口動態統計特殊報告（H11～H24）、
帯広市調べ（H25～H29）

②就労等の現状

ア 労働力率、労働人口等の推移

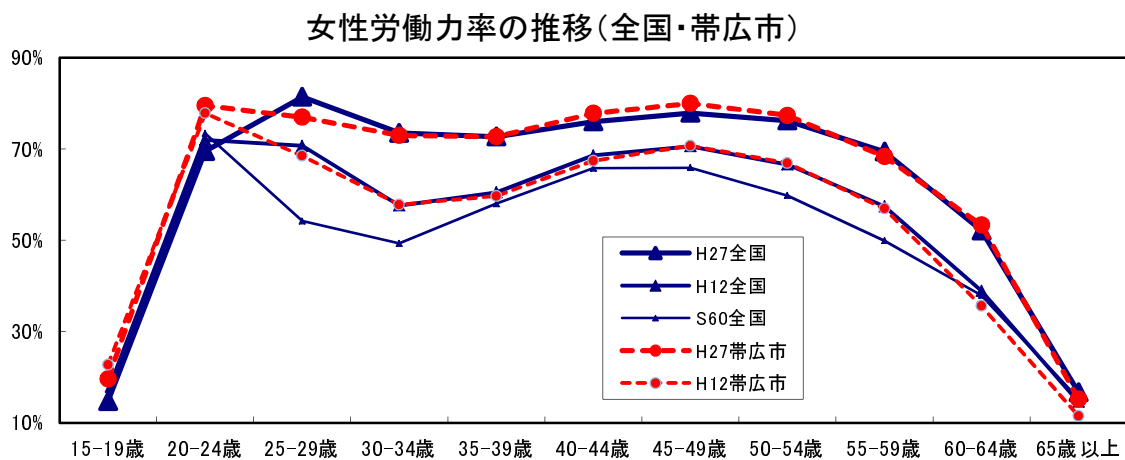
労働力率は、男性が1995（平成7）年をピークに減少しているのに対し、女性はほぼ横ばいとなっています。2015（平成27）年では、男性が70.6%に対し女性は50.3%で、男女間の差は年々小さくなっています。



出展：国勢調査

イ 女性の年齢階級別労働力率の推移

女性の労働力率は、全体的に増加してきています。年代別にみると、30～34歳に低い底のあるM字カーブを描いており、結婚・出産・育児を機に仕事を辞める女性が多いことを示していますが、年々M字カーブの底が浅くなり、そして底となる年齢が上がってきています。帯広市も同様な状況となっています。

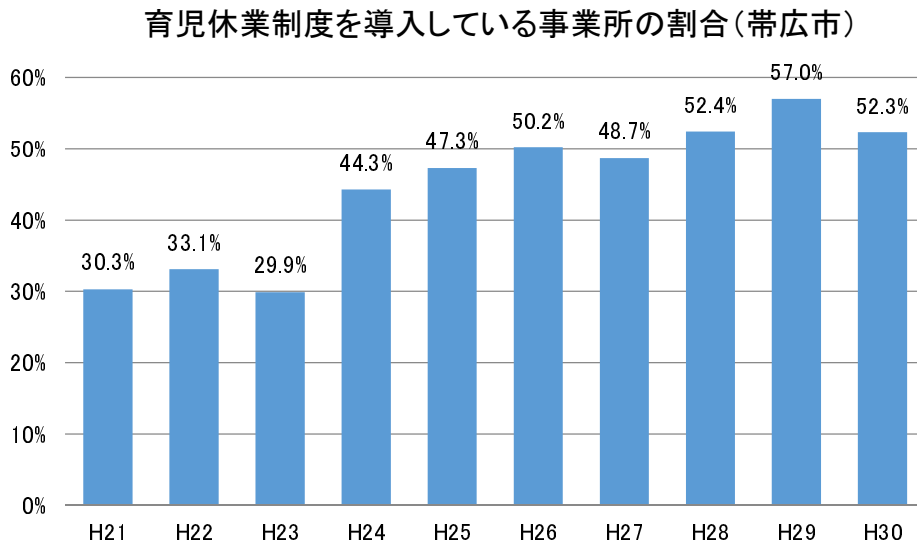


【労働力率】就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。
労働力人口÷15歳以上の人口(労働力状態「不詳」を除く)×100の数値で示す。

出展：国勢調査

ウ 育児休業制度の導入状況

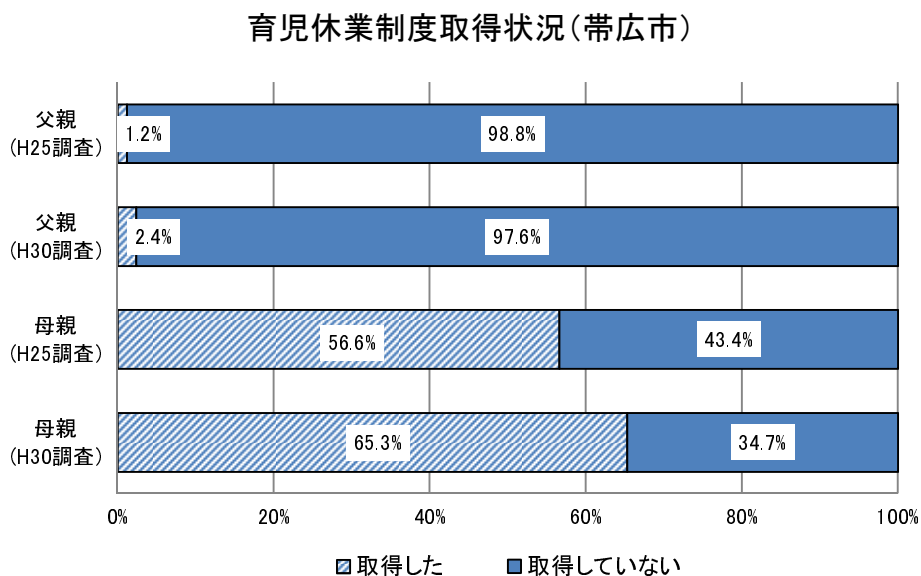
帯広市の事業所における育児休業制度の導入割合は、2009（平成 21）年度は、3割程度でしたが、近年は5割を超えています。



出展：帯広市事業所雇用実態調査

エ 育児休業の取得状況

出産時に働いていたと回答した者の育児休業の取得状況は、父親で 2.4%、母親で 65.3%となっています。前回調査時は、父親で 1.2%、母親で 56.6%となっており、取得割合は高くなっています。

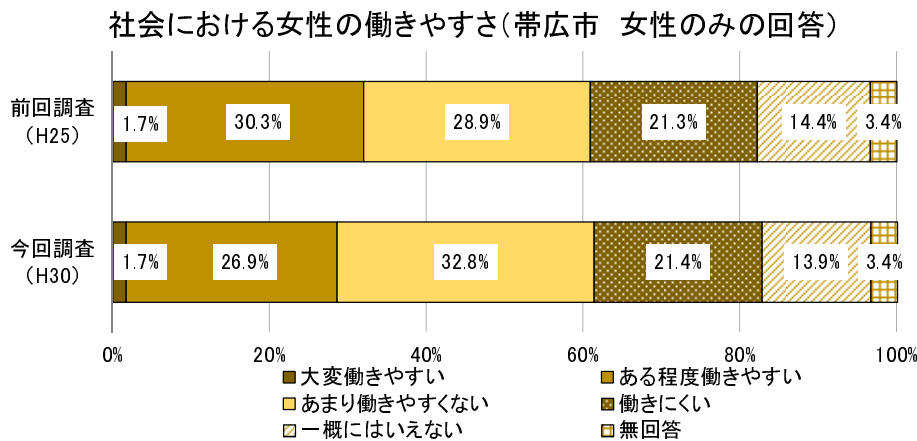


出展：おびひろ子ども未来プラン策定にかかるアンケート調査結果（H25, H30）

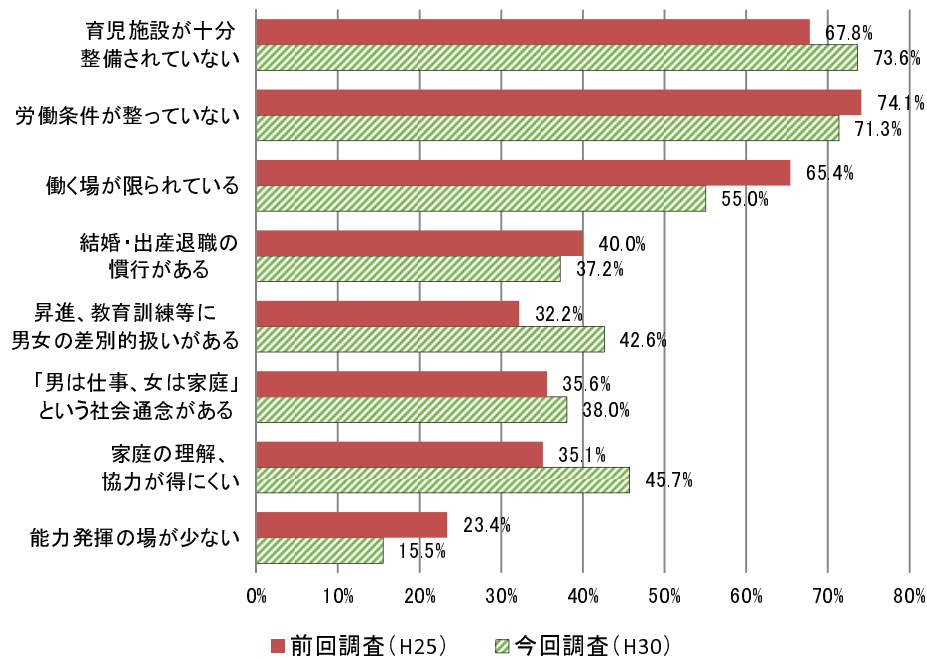
オ 女性の働きやすさ

女性の働きやすさについて、「働きにくい」「あまり働きやすくない」と感じている女性が 54.2%おり、前回調査時より 4.0 ポイント高くなっています。

主な理由としては「育児施設が十分整備されていない」「労働条件が整っていない」を挙げており、前回調査時と比較し、「働く場が限られている」と回答した割合が 10.4 ポイント低くなり、「家庭の理解、協力が得にくい」「昇進、教育訓練等に男女の差別的扱いがある」と回答した割合が、それぞれ 10.6 ポイント、10.4 ポイント高くなっています。



女性が働きやすい状況にあるとは思わない理由(帯広市 女性だけの回答)



出展：帯広市男女共同参画に関する意識調査 (H25, H30)

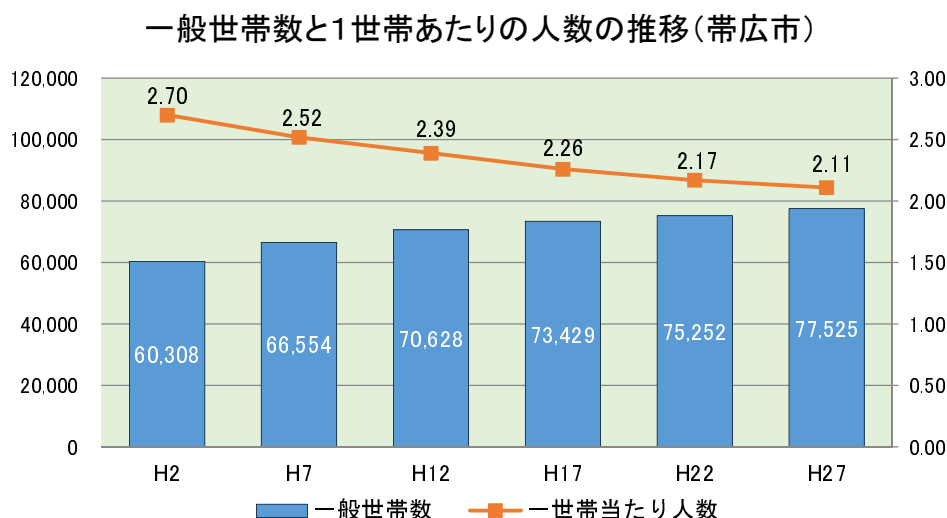
(2) 子育て家庭の現状

①世帯の状況

ア 世帯数の推移

帯広市の一般世帯数は2015（平成27）年で77,525世帯あり、1990（平成2）年の60,308世帯と比較し、17,217世帯（28.5%）増加しています。

一方、一世帯あたりの人数は、2015（平成27）年で2.11人、1990（平成2）年の2.70人と比較し、0.59人（21.9%）減少しています。

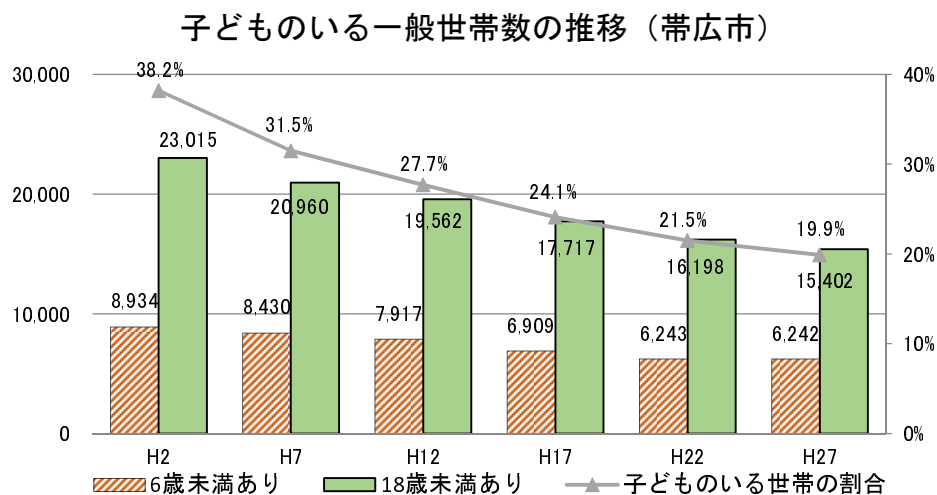


出展：国勢調査

イ 子どものいる世帯数の推移

18歳未満の子どものいる世帯数は、2015（平成27）年で15,402世帯あり、1990（平成2）年の23,015世帯と比較し、7,613世帯（33.1%）減少しています。

6歳未満の子どものいる世帯数も、2015（平成27）年で6,242世帯あり、1990（平成2）年の8,934世帯と比較し、2,692世帯（30.1%）減少しています。

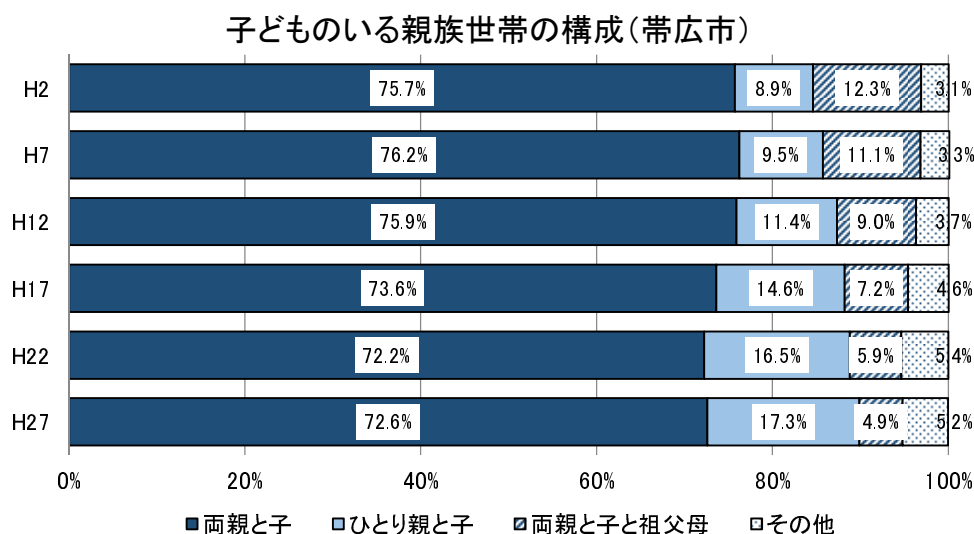


出展：国勢調査

ウ 子どものいる世帯の構成

18歳未満の子どもがいる親族世帯の構成は、両親と子の割合が最も高く、2015（平成27）年で72.6%を占めています。次いで、ひとり親と子どもの世帯が多くあり、2015（平成27）年で17.3%となっており、1990（平成2）年の8.9%と比較し、8.4ポイント高くなっています。

一方、祖父母と同居している世帯は、2015（平成27）年で4.9%となっており、1990（平成2）年の12.3%と比較し、7.4ポイント低くなっており、核家族化が進行しています。

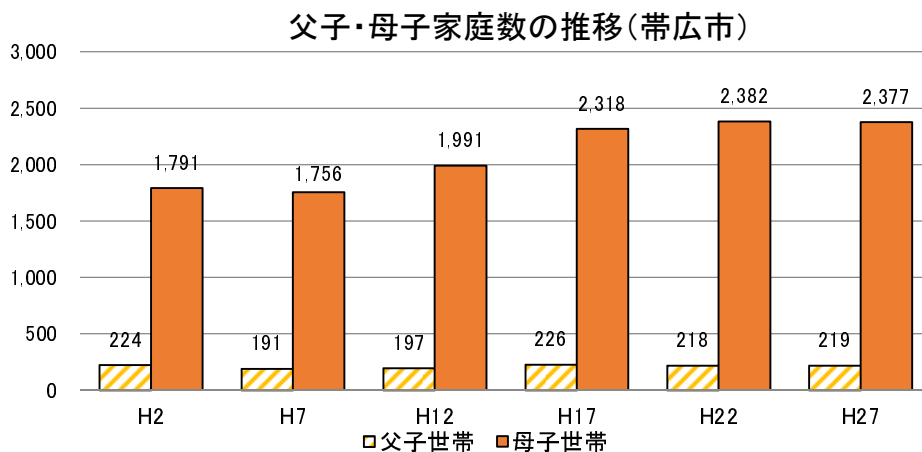


出展：国勢調査

エ ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭のうち、母子世帯は2015（平成27）年で2,377世帯あり、1990（平成2）年の1,791世帯と比較し、586世帯（32.7%）増加しています。

一方、父子世帯は、ほぼ横ばいで推移しています。



出展：国勢調査

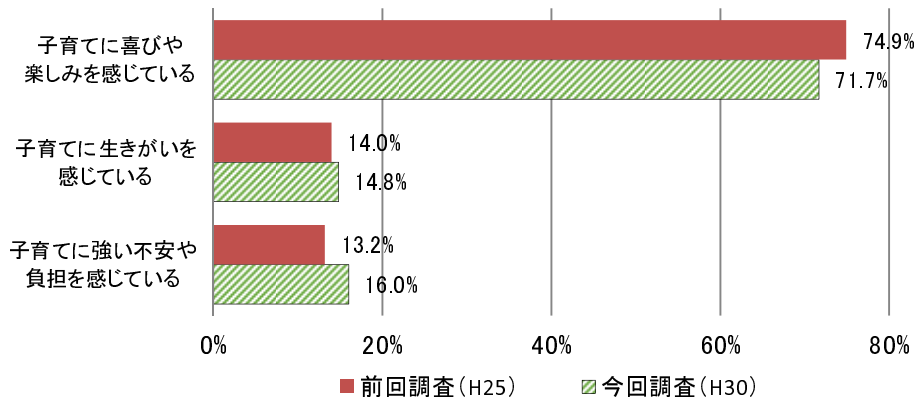
②親の子育て等に対する意識

ア 子育てに対する感じ方

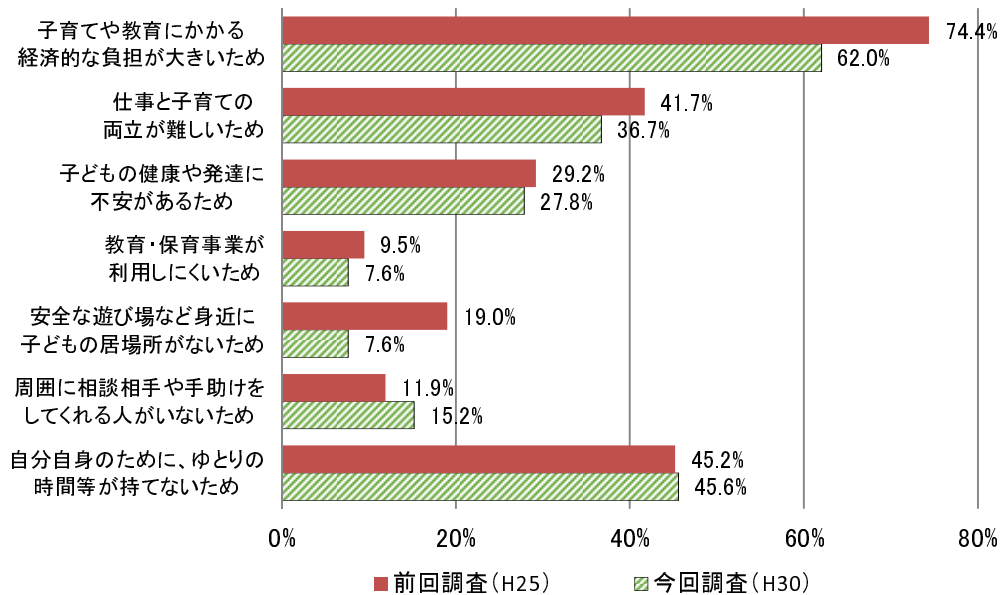
子育てに対する感じ方については、「子育てに喜びや楽しみを感じている」と回答した人の割合が最も高く 71.7%に達しており、子育てを肯定的に捉えているものと考えられます。

一方、「子育てに強い不安や負担を感じている」と回答した人が 16.0%あり、前回調査時の 13.2%と比較し、2.8 ポイント高くなっています。その主な理由としては、「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きいため」が 62.0%と最も高い割合ですが、前回調査時の 74.4%と比較し、12.4 ポイント低くなっています。「周囲に相談相手や手助けをしてくれる人がいないため」は 15.2%となっており、前回調査時の 11.9%と比較し、3.3 ポイント高くなっています。

子育てについてどのように感じているか(帯広市)[複数回答]



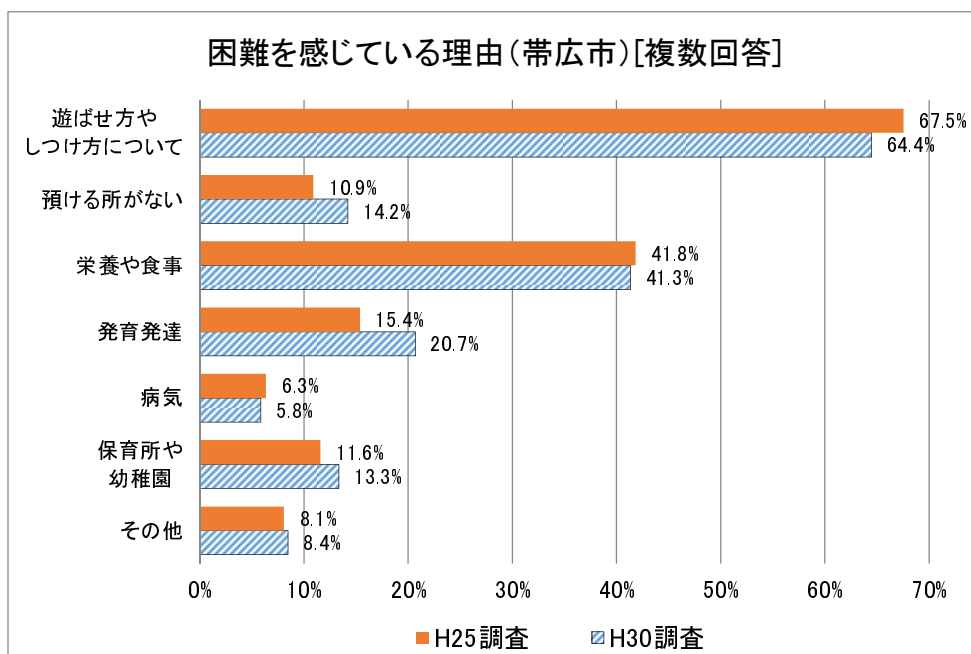
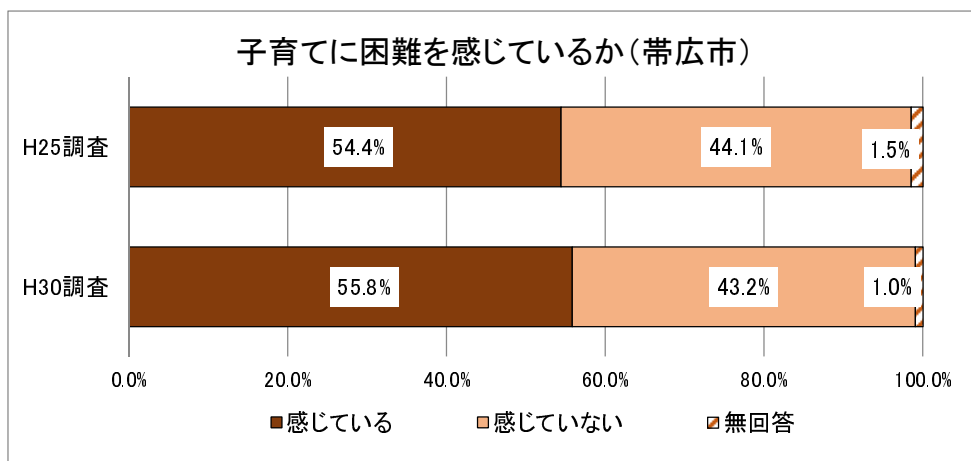
どのような理由で強い不安や負担を感じるか(帯広市)[複数回答]



出展：おびひろ子ども未来プラン策定にかかるアンケート調査結果（H25, H30）

イ 幼児期の母親の育児不安の現状

1歳6か月児及び3歳児健診時に実施しているアンケート調査では、遊ばせ方やしつけ方、栄養や食事などの、「子育てに困難を感じている」と答えた母親は5割を超えています。

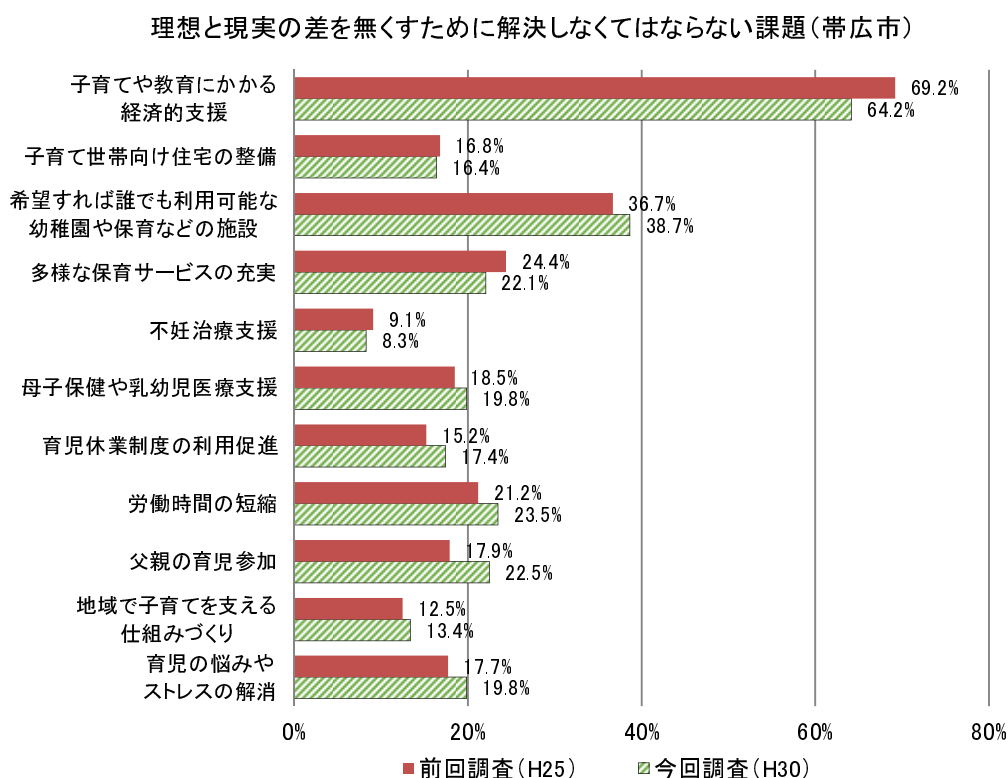
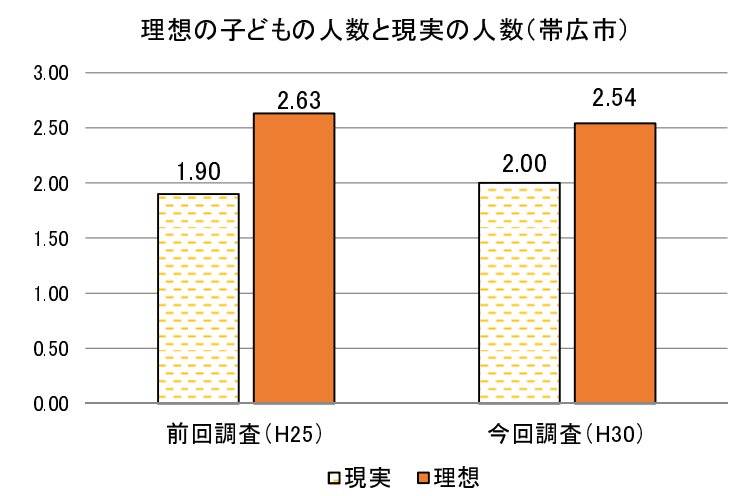


出展：帯広市子育て支援課調べ

ウ 子どもの人数の理想と現実

理想の子どもの人数については、2.54人であったのに対し、現実の子どもの人数は2.00人となっており、その差は前回調査時の0.73人よりも減少しているものの、0.54人の開きがあります。

理想と現実の差を無くすために解決しなくてはならない課題として「子育てや教育にかかる経済的支援」と回答した割合が最も高くなっている中、前回調査時より「父親の育児参加」、「労働時間の短縮」、「育児の悩みやストレスの解消」と回答した割合が増えています。



出展：おびひろこども未来プラン策定にかかるアンケート調査結果 (H25, H30)

(3) 子どもの現状

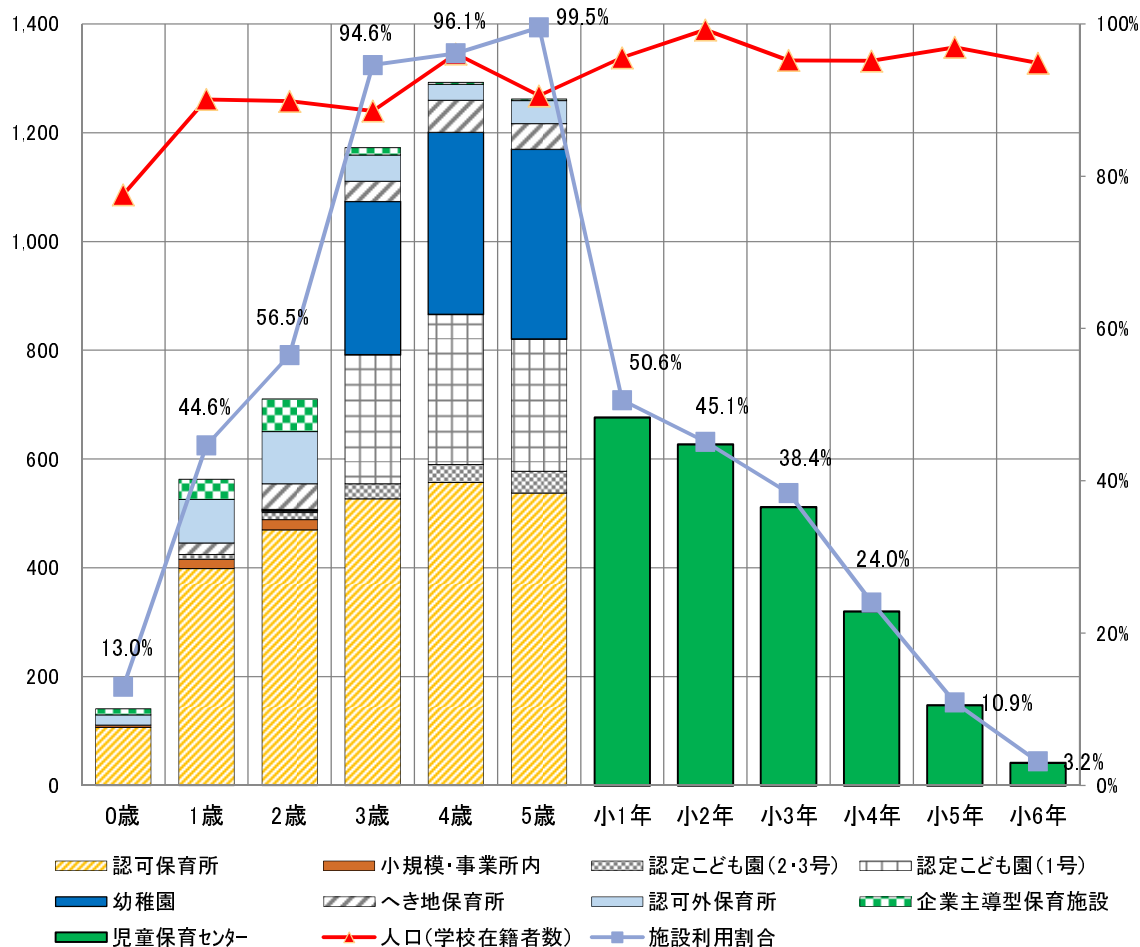
①子どもの養育状況

ア 就学前児童、就学児童の養育状況

就学前児童については、3～5歳児は9割以上が幼稚園等の施設を利用しており、2歳児についても5割以上の児童が保育所等の施設へ入所しています。

就学児についても小学1年生で50.6%、4年生についても24.0%の児童が児童保育センターに入所しています。

保育所等利用者数及び利用率（帯広市）



※幼稚園、認定こども園の入所児童数、学校在籍者数は2019（令和元）年5月1日時点

※人口は、2019（平成31）年4月末時点

※その他認可保育所入所児童数等は2019（平成31）年4月1日時点

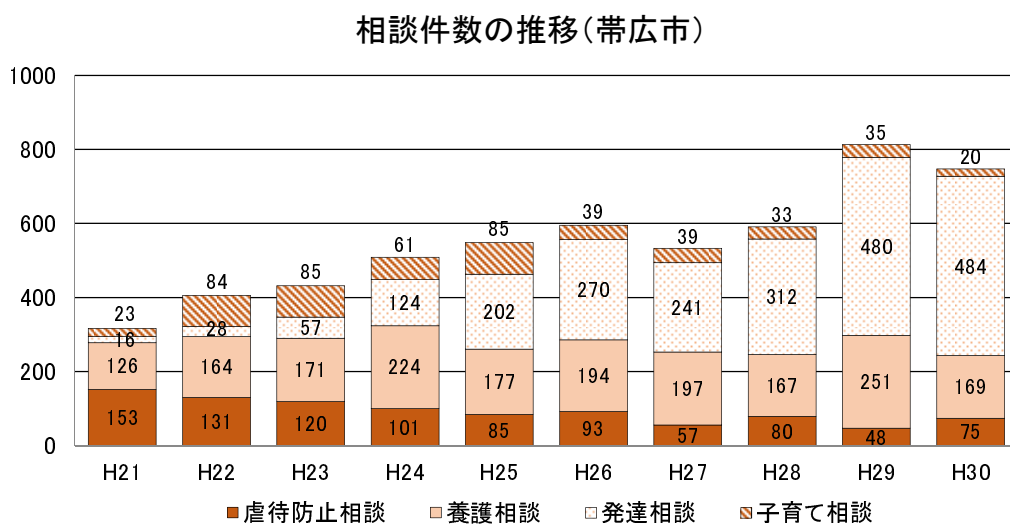
出展：帯広市こども課調べ

②要支援児童、要支援家庭の状況

ア 相談件数の推移

発達相談は年々増加しており、2018（平成30）年度は484件と、2009（平成21）年度の16件と比較し大幅に増加しています。

一方、帯広市への虐待防止相談の件数は、2009（平成21）年度と比較し、減少しています。



出展：帯広市子育て支援課調べ

【施策体系】

<基本理念> ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	調整中
--	-----

基本目標	基本施策
I 子どもを守る	I-1 子どもの権利の尊重
	I-2 子どもの虐待防止の推進
	I-3 子どもの健康づくりの推進
	I-4 子どもの安全な環境の確保
II 安心して子どもを産み育てることができる	II-1 安心して妊娠・出産ができる環境の確保
	II-2 相談支援体制の確保
	II-3 子どもの発達・生活の支援
	II-4 わかりやすい情報発信の推進
III 子どもや子育て家庭をみんなで支える	III-1 仕事と子育ての両立の支援
	III-2 幼児教育の促進
	III-3 子育てを地域で支える仕組みづくりの推進
	III-4 子育て家庭への経済的な支援
	III-5 ひとり親家庭への支援
IV 子ども自らの健やかな成長を支援する	IV-1 子どもの体験活動の推進
	IV-2 青少年の社会参加の支援
	IV-3 青少年の健全育成活動の推進

■目指す姿

誰もが、すべての子どもの幸せを第一に考え、行動し、すべての子どもは心身ともに健やかに成長できています。

■基本目標の背景

○2015（平成 27）年の国民生活基礎調査によると、およそ 7 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状況にあるとされています。

○児童虐待に関する相談は、複雑性・困難性の高いケースが増えてきています。

○情報化社会の進展に伴い、スマートフォンなどの情報通信機器が普及し、有害な情報に接する機会が増加するなど、子どもが犯罪被害に巻き込まれる危険性が高まっています。

基本施策Ⅰ—1 子どもの権利の尊重

現状と課題

すべての子どもが持つ権利が尊重される社会の実現のため、学校への出前講座などを通じて、基本的な人権の学びや意識啓発とともに、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の四つの権利が柱となる「児童の権利に関する条約」の理念の普及に取り組んでいるほか、子どもに関する様々な相談に対応するため、関係機関などと連携した取組みを進めてきています。

すべての子どもは、一人の人間として、自分らしく個性豊かに生きる権利と尊厳を持った、かけがえのない存在であり、健やかな成長を支えることは社会全体の責務です。

大人は改めて子どもの権利を尊重するとともに、支援を必要とする子どもの声をしっかりと受け止めることが大切です。

今後も、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの権利を守る支援を進める取組みが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 人権の啓発活動の推進

- ・関係機関や団体との連携を図り、人権についての教育や意識啓発のほか、様々な機会を通して、「児童の権利に関する条約」の理念の普及を進めます。
- ・障害の有無や性別などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、個性を尊重しあえる社会の実現に向けた意識啓発を進めます。

(2) 子どもの相談体制の確保

- ・いじめや不登校、教育や学校生活における子どもの悩みや、保護者の不安などに対応するため、日常的にきめ細かな相談・支援を行います。

(3) 子どもを守る連携活動の推進

- ・市民や関係機関などで構成する組織において、市民意見の反映や連携協力を進めます。
- ・いじめ、不登校、非行などの問題に対応するため、家庭・学校・地域などの連携を深め、対策の検討や未然防止のための啓発活動を進めます。

(4) 子どもの貧困対策の取組み

- ・子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、関係機関などと連携し、困難を抱える子どもや子育て家庭に対する必要な支援に取り組めます。

基本施策 I —2 子どもの虐待防止の推進

現状と課題

子育て家庭の悩みに対応するために、子育て世代包括支援センター事業を実施して相談体制の充実を図るとともに、児童虐待防止啓発カードの作成・配布などを通し、児童虐待防止の周知・啓発を行っています。

帯広市への児童虐待に関する相談件数は、ここ数年、大きな変動はありませんが、複雑性・困難性の高いケースが増えています。

今後も、相談体制の充実に努めるとともに、児童相談所などの関係機関と情報や支援についての考え方を共有しながら、早期発見、早期対応の取組みを進めていく必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 子どもの虐待防止の推進

- ・ 児童虐待防止の未然防止や早期発見に向けた啓発活動を進めます。
- ・ 乳児全戸訪問や乳幼児健診、各種相談窓口などの様々な機会を通して、児童虐待の恐れや子育てに不安のある世帯の早期の把握に取り組みます。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の取組みを通じて、関係機関が連携しながら、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を行います。

基本施策 I —3 子どもの健康づくりの推進

現状と課題

子どもの疾病予防や健康保持のために、乳幼児健診や親子教室、育児相談等を実施し、子どもの健やかな成長を支援してきています。

1歳6か月児及び3歳児健診時に実施している母親へのアンケート調査（2018（平成30）年）では、遊ばせ方やしつけ方と回答した割合が64.4%と最も高く、次に栄養や食事と回答した割合が41.3%となっている。発育や発達について、不安や悩みを感じている人がと回答した割合が20.7%となっており、5年前調査（2013（平成25）年）の15.4%と比較し、5.3ポイント高くなっています。

子育て家庭の様々な不安や悩みに対応していくとともに、子どもの成長に応じた望ましい生活習慣の定着や感染症予防など、子どもの健康づくりに対する取組みが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 子どもの健康づくりの推進

- ・乳幼児健診や歯科保健事業をはじめ、予防接種や親子教室などを実施し、疾病等の早期発見・早期治療や健康の保持増進に取り組みます。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園などにおける様々な遊びや体験を通じた健康な心と体づくりを進めます。

(2) 食から学ぶ健康づくりの推進

- ・食習慣の改善と健康の保持増進に必要な栄養・運動・休養の三原則の正しい知識の普及啓発のため、栄養指導や食育講座などに取り組みます。
- ・保育所給食への地元食材の積極的な活用を図るほか、子ども自らが調理する機会や親子と一緒に保育所給食を体験できる機会を提供します。
- ・保育所給食を通じた栄養士や調理員と児童との交流や、栄養教諭などによる学校訪問指導など、食に対する正しい知識と望ましい食習慣が身につくよう食育に取り組みます。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園、学校での畑づくりなどを通して、食への関心を高め、食べ物を大切にする心を育てる取組みを進めます。

基本施策 I - 4 子どもの安全な環境の確保

現状と課題

子どもの安全な環境を確保するために、地域や関係機関と連携した子どもの見守り活動や、歩道や公園などの整備を進めてきています。

子どもの周囲には交通事故や犯罪などが増えているほか、子どもの行動形態が屋外から室内、グループから個人へと変化し、街頭指導においても子どもの姿を目にする機会が減少していますが、万引きなどの初発型犯罪の増加や犯罪の低年齢化が懸念されています。

また、子どものインターネット利用度が高まる中、書き込みを巡るトラブルやいじめなどの被害に巻き込まれるケースが増えており、利用開始時期の低年齢化も進んでいます。

今後も、子どもの安全を確保する都市基盤の整備や遊び場の確保をはじめ、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、市民や関係機関などと連携した普及啓発の取組みや、子ども自身が自分の身は自分で守ることを学ぶ機会の提供などを進めていくことが重要です。

主な施策の展開方向

(1) 子どもにやさしい都市基盤の整備

- ・ 幹線道路や生活道路などの歩道の整備を進めます。
- ・ 学校や幼稚園、保育所、認定こども園などの施設周辺や通学路など、道路交通安全環境の整備を推進するとともに、町内会や商店街と協力して防犯灯の設置を進めます。
- ・ 子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度の促進に取り組みます。

(2) 安全な子どもの遊び場の確保

- ・ 公園や緑地の整備のほか公園の遊具や公共施設内の遊び場などを適切に管理し、安全で安心して遊べる環境づくりを進めます。
- ・ 親子の遊びを通じた学びや親同士の育児に関する交流の場を提供します。

(3) 子どもの安全を確保する体制の整備

- ・ 子どもが自ら危険を感じたときに自分の身を守るため、駆け込む場所の確保や子どもの登下校の見守り活動を促進します。
- ・ 不審者情報など、子どもの安全確保に関連する緊急の情報を保護者や見守り活動団体などに提供します。

(4) 子どもの安全教育の推進

- ・子どもが火災や地震などの災害時に冷静に対応できるよう、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校などで避難訓練を行い、防火・防災に関する意識や知識を高めます。
- ・子どもが基本的な交通ルールや自転車の運転マナーなどを学ぶことができる、交通安全教育を推進します。
- ・子どもの防犯意識を高めるため、防犯に関する学習機会を提供するほか、消費者意識の高揚と知識の向上を図るための消費者教育を推進します。

(5) 被害防止を図る啓発活動の推進

- ・子どもがインターネットの不適切な使用や薬物使用などの犯罪被害に巻き込まれないよう、広報紙やリーフレットなどを通じて啓発活動を進めます。
- ・街頭巡回の状況や地域の指導協力員などから寄せられる子どもの行動の様子などを市民周知するとともに、被害防止に向けた啓発活動に取り組みます。

(6) 街頭巡回指導等の推進

- ・指導協力員とともに街頭巡回に取り組むほか、非行を誘引する恐れのある遊興施設などへの立入調査に取り組みます。
- ・十勝管内自治体の関係者と連携し、青少年の広域的な非行防止活動に取り組みます。

基本目標

Ⅱ

安心して子どもを産み育てることができる

■目指す姿

安心して子どもを産むことができ、誰もが喜びとゆとりをもって子育てができています。

■基本目標の背景

○核家族化の進行や価値観の多様化等により、子ども同士や地域の人々との交流機会が減少し、地域で孤立化するなど、妊娠・出産や子育てへの不安や負担を抱える子育て家庭が増えています。

基本施策Ⅱ—1 安心して妊娠・出産ができる環境の確保

現状と課題

妊娠・出産に関する不安や負担の軽減を図るため、妊産婦を対象にした相談会や産後ケア等産前産後の支援を行ってきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、子育てに喜びや楽しみを感じていると回答した割合が71.7%と、前回調査時（2013（平成25）年度）の74.9%と比較し3.2ポイント低くなっています。

それぞれの家庭の状況に応じた相談対応や、切れ目のない支援が受けられる環境づくりなど、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるように環境を整えていくことが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 子育て世代包括支援センター機能の推進

- ・一人ひとりの状況に合わせて、妊娠、出産、子育てに関する情報や、必要なサービスの提供などに取り組みます。
- ・支援が必要な子育て家庭に対して、関係機関と連携しながら切れ目のない支援に取り組みます。

(2) 安心して妊娠・出産ができる環境の確保

- ・妊婦健診や入院助産に係る費用をはじめ、特定不妊治療費や不育症治療費などの経済的支援に取り組みます。
- ・妊産婦を対象にした相談会や産後ケア事業、家庭訪問等を実施します。
- ・妊娠中の健康管理や出産・育児に対する正しい知識の普及を図り、父親の育児参加を促進します。

基本施策Ⅱ—2 相談支援体制の確保

現状と課題

育児不安の軽減を図るために、妊産婦や乳幼児の相談対応や乳幼児健診、家庭訪問等を実施してきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、周囲に相談相手や手助けしてくれる人がいないと回答した割合が15.2%と前回調査時（2013（平成25）年度）の11.9%と比較し3.3ポイント高くなっています。

一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援が望まれているほか、妊産婦や子育て家庭に対して、育児の方法を学ぶ機会の充実など、子育て家庭の育児力を高め、親子がともに成長し合うことが重要です。

主な施策の展開方向

(1) 子育て世代包括支援センター機能の推進【再掲】

- ・一人ひとりの状況に合わせて、妊娠、出産、子育てに関する情報や、必要なサービスの提供などに取り組みます。
- ・支援が必要な子育て家庭に対して、関係機関と連携しながら切れ目のない支援に取り組みます。

(2) 地域子育て支援センター等の機能の推進

- ・地域子育て支援センターなどで、親子の交流や情報交換ができる場を提供するほか、子育てに関する相談対応などを実施します。
- ・子育てへの不安や悩みを抱える家庭などに対して、関係機関と連携し、育児不安やストレスの軽減を図ります。
- ・ボランティアと協働し、絵本の読み聞かせやおもちゃづくりなどに取り組むなど、子育て家庭の交流の機会を確保します。

基本施策Ⅱ-3 子どもの発達・生活の支援

現状と課題

一人ひとりの子どもがより適切な支援を受けることができるよう、乳幼児健診やこども発達相談室での相談体制を整え、支援の必要がある子どもが療育や保育などのサービス利用につなげてきているほか、幼稚園や保育所、認定こども園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とする子どもを受け入れ、集団生活の中でともに成長できるよう、子どもの状況に応じた教育や保育を進めてきています。

子どもの発達に関する相談は、2018（平成30）年度で484件あり、2009（平成21）年度の16件から大幅に増加しています。

今後も、発達に心配な子どもの早期発見・早期療育の取組みに加え、発達段階に応じた切れ目のない支援を関係機関と連携しながら進める必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 健やかな発達の支援

- ・乳幼児期からの相談体制を確保し、関係機関との連携を進めながら一人ひとりの子どもの発達や状況に応じた支援を進めます。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とする子どもの受入体制を確保し、適切な支援を進めます。
- ・支援が必要な子どもに関する保育所への巡回相談や関係職員の研修の実施のほか、障害に対する理解を進める啓発活動に取り組みます。
- ・特別な支援を必要とする子どもの体力の向上のほか、情操の安定、リハビリに有効なスポーツや動物との触れ合いなどの体験活動を通し、社会生活の適応性を高め、社会参加の向上を図ります。
- ・学校において、特別支援学級の開設や特別支援教育支援員を配置するなど、支援や配慮の必要な子どもの学びの環境を整備します。

(2) 生活の支援

- ・子どもの障害に応じた特別児童扶養手当などの経済的支援を進めるほか、子どもの障害の状態や家族の就労状況などに応じて、身の回りの世話や預かりなどのサービスを提供します。
- ・支援が必要な子どものいる生活困窮世帯への支援のため、障害福祉サービス利用料の負担軽減に取り組みます。

基本施策Ⅱ-4 わかりやすい情報発信の推進

現状と課題

広報紙やホームページのほか、「すこやかネット」などの様々な方法により、出産や子育て、発達などの支援に関する情報を発信しているほか、広場事業や出前講座などにおいて、子育てに関する相談や情報提供などを行っています。

インターネットやSNSの普及によって、様々な情報があふれる情報過多の時代の中、子育て家庭が安心して子育てができるよう、必要な情報をわかりやすく発信することが必要です。

主な施策の展開方向

(1) わかりやすい情報発信の推進

- ・ 幼稚園や保育所、認定こども園、児童保育センターなどの制度内容をはじめ、子どもや子育てに関する情報について、ホームページや広報紙、「すこやかネット」のほか、保育所や地域子育て支援センターの広場事業を通じた周知などの様々な方法により、必要な時期にわかりやすく発信します。
- ・ 発達の心配や障害のある子どもの保護者や関係機関に向けて、発達支援に関する情報の提供に取り組みます。

子どもや子育て家庭をみんなで支える

■目指す姿

子どもを安心して預けることができ、地域と一緒にみんな笑顔で子育てができています。

■基本目標の背景

- 2019（令和元）年10月から消費税率の引き上げによる財源を活用し、幼稚園や保育所等の利用料を無償とする、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育て家庭の負担軽減措置が図られています。
- 共働き世帯の増加に伴い、子育てと仕事を両立するため、保育所や児童保育センターなどの保育需要は増加し、待機児童が生じています。
- 子育てや仕事などによる多忙感や地域における孤立感などから、子育てに不安や悩みを抱える家庭が増加しています。

基本施策 Ⅲ－１ 仕事と子育ての両立の支援

現状と課題

共働き世帯の増加や子育てや仕事などによる多忙感や地域における負担感など、子育て家庭の生活や子育て環境の変化により、保育所や児童保育センターなどへの保育需要は高まり、待機児童も増加傾向にあります。

こうした保育需要に対応するため、保育所や児童保育センターの受入枠の拡大をはじめ、子育て家庭の状況に応じた延長保育や休日保育などの保育サービスの提供に取り組んできました。

また、2019（令和元）年10月からは、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育て家庭の経済的な負担軽減措置が図られています。

男女共同参画に関する意識調査では、女性の働きやすさについて、「働きやすくない」「あまり働きやすくない」と感じている女性が54.2%と、前回調査時（2013（平成25）年度）の50.2%と比較し4.0ポイント高くなっています。その理由として、「昇進などに男女の差別的扱いがある」や『男は仕事、女は家庭』という社会通念がある」などが増加している状況です。

今後も、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、安定的な保育サービスの提供や男女がともに働きやすい環境づくりのほか、地域社会全体で子育てを支援することが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 保育所の安定的な保育サービスの提供

- ・ 今後の入所児童数の見込みに応じた受入枠の確保を進めるとともに、これまでの延長保育や休日保育などのほか、病児保育の実施などに取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの保育体制を確保し、集団生活の中で、ともに成長できるよう子どもの状況に応じた保育に取り組みます。
- ・ 保育士などの人材の安定的な雇用確保のほか、保育の質の向上のための研修機会の提供に取り組みます。

(2) 保育所の施設環境の整備

- ・ 今後の入所児童数の見込みを見据えて、「帯広市公共施設マネジメント計画」に基づき、帯広市と民間との適切な役割分担のもと、必要とされる施設環境の整備を効果的に進めます。

(3) 児童保育センターの安定的な保育サービスの提供

- ・ 今後の入所児童数の見込みに応じた受入枠の確保を進めるとともに、休日保育などの保育サービスの提供に取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの保育体制を確保し、集団生活の中で、ともに成長できるよう子どもの状況に応じた保育を進めます。
- ・ 保育の質の向上のために、放課後児童支援員に対する研修機会、の提供に取り組みます。

(4) 児童保育センターの施設環境の整備

- ・ 今後の入所児童数の見込みに応じて、小学校の特別教室等の活用や必要とされる施設環境の整備を進めるほか、「帯広市公共施設マネジメント計画」に基づく改修等を進めます。

(5) 保育と教育の連携促進

- ・ 子どもの育ちと学びを円滑につなぐため、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校、児童保育センターなどの間において、職員の交流や情報交換などを進めます。

(6) 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- ・ 男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に取り組みます。
- ・ 妊娠中の健康管理や出産・育児に対する正しい知識の普及を図り、父親の育児参加を促進します。【再掲】

(7) 子育てにやさしい企業の普及促進

- ・ 子育てと仕事の両立を支援する育児休業制度の普及促進と次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定を促進するとともに、各種助成金などの情報を提供します。
- ・ 子育て応援事業所が実施している市民向けサービスの周知と事業所の登録拡大に取り組みます。
- ・ 子育てに関わるボランティアや団体と連携して、地域で子育て家庭を支える取り組みを進めます。

基本施策 Ⅲ－２ 幼児教育の促進

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、国において、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育・保育の無償化をはじめとした取組みを進めてきています。

子育て家庭の生活や意識の変化などにより、幼稚園や認定こども園では、預かり保育のほか、特別な支援を必要とする子どもや低年齢児の保育など、新たなニーズへの対応をはじめ、幼児教育のさらなる質の向上が求められています。

幼児教育を担う機関としての役割を有している、幼稚園や保育所、認定こども園が、それぞれの内容の充実を図るとともに、互いに連携して情報や課題を共有することが重要です。

また、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校、児童保育センターなどの連携を進め、子どもが不安なく小学校に進学することができる環境を整える必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 幼児教育と預かり保育等の促進

- ・ 幼児教育の無償化の実施により、幼児期の教育機会を促進します。
- ・ 幼稚園や認定こども園における預かり保育や、特別な支援を必要とする子どもや低年齢児の保育など、市民ニーズに対応した取組みを支援します。
- ・ 幼児教育の質の向上、職員の資質や専門性の向上を図る取組みを支援します。

(2) 教育と保育の連携促進

- ・ 子どもの育ちと学びを円滑につなぐため、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校、児童保育センターなどの間において、職員の交流や情報交換などを進めます。【再掲】

基本施策 Ⅲ－３ 子育てを地域で支える仕組みづくりの推進

現状と課題

保護者が地域の中で安心して子育てができるよう、親子が交流できる広場事業を実施し、子どもの育ちや親の育ちを支援するほか、ファミリーサポートセンター事業や子どもの居場所づくり事業などの地域で子育て家庭を支える事業を市民協働で進めてきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、現在の子育てについて、周囲に相談相手や手助けしてくれる人がいないと回答した割合が15.2%と前回調査時（2013（平成25）年度）の11.9%と比較し3.3ポイント高くなっており、子育てに不安や孤立感を抱えた家庭が増加しています。

今後も、子どもが健やかに成長し、子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域や幼稚園、保育所、認定こども園、学校、企業などの関係機関が連携して、地域で子育てを支える取組みを進めていく必要があります。

主な施策の展開方向

（1）地域で支える仕組みづくりの推進

- ・ 地域住民が相互に支えあうファミリーサポートセンター事業の充実を図るなど、地域で子育て家庭を支える仕組みづくりを進めます。
- ・ 子育ての専門知識を有する保育士などが、子育て家庭や地域の保育施設などに訪問し、子育てや保育に関する相談対応や情報提供などを通して、子育て家庭を支えるとともに、地域全体の保育の質の向上に取り組みます。
- ・ 子育てに関わるボランティアや団体との協働により、親子が触れ合う機会を提供します。

（2）地域子育て支援センター等の機能の推進【再掲】

地域子育て支援センターなどで、親子の交流や情報交換ができる場を提供するほか、子育てに関する相談対応などを実施します。

- ・ 子育てへの不安や悩みを抱える家庭などに対して、関係機関と連携し、育児不安やストレスの軽減を図ります。
- ・ ボランティアと協働し、絵本の読み聞かせやおもちゃづくりなどに取り組むなど、子育て家庭の交流の機会を確保します。

(3) 幼稚園や保育所、認定こども園での子育て支援

- ・親子が自由に参加し、交流できるあそびの広場などの場を提供するとともに、子育ての相談、情報の提供などを行い、子育て家庭を支援します。
- ・乳幼児期に様々な人とふれあえるよう、地域の高齢者との交流や小・中・高校生による保育体験など、異年齢や世代間の交流を進めます。

(4) 子育て応援事業所の普及促進

- ・子育て応援事業所が実施している市民向けサービスの周知と事業所の登録拡大に取り組めます。【再掲】
- ・子育てに関わるボランティアや団体と連携して、地域で子育て家庭を支える取組みを進めます。【再掲】

(5) 子どもの居場所づくりの推進

- ・小学校において、地域ボランティアなどの企画・運営による子どもの居場所づくり事業を進めます。
- ・学校や運営団体、行政が事業の課題や情報を共有し、学校施設の特別教室等の利用促進や、特別な支援を必要とする子どもへの対応など、児童の特性や発達に合わせた参加しやすいプログラムの提供を推進します。
- ・子どもの居場所づくり事業と児童保育センターや小学校の実態に応じ、一体型の導入促進や連携型の継続実施に取り組めます。

基本施策 Ⅲ－４ 子育て家庭への経済的な支援

現状と課題

妊婦健診費や乳幼児等医療費の助成をはじめ、幼児教育・保育の無償化や保育料の軽減など、妊娠・出産期から子育て期を通じた子育て家庭の経済的な負担軽減を進めてきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、医療費の助成拡大や保育料の軽減など、直接的な経済的支援を求める意見が多くありました。

今後も、国・北海道の制度の動向を踏まえつつ、子育て家庭への経済的な支援に取り組む必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 経済的な支援の実施

- ・妊婦健診や入院助産に係る費用をはじめ、特定不妊治療費や不育症治療費などの経済的支援に取り組みます。【再掲】
- ・児童手当や乳幼児等医療費助成のほか、幼児教育・保育の無償化や帯広市独自の保育料等の負担軽減に取り組みます。
- ・多子世帯の子育てを支援するため、多子世帯の保育料の軽減や、市営住宅の入居の優遇措置などに取り組みます。
- ・生活困窮世帯を支援するため、こどもの学習支援や就学援助のほか、奨学金の貸付などに取り組みます。

基本施策 Ⅲ－５ ひとり親家庭への支援

現状と課題

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担わなければならない、子どもの育児や就業、そして日常生活などにおいて、様々な困難を抱えることが多く、これまで、ひとり親家庭の自立に向けた相談支援や各種資格取得の支援をはじめ、日常生活における経済的な支援や生活援助の取組みを進めてきています。

2016（平成 28）年度に実施した児童扶養手当受給資格者を対象としたアンケート調査では、特に母子家庭は、臨時やパートの職員の割合が 47.2%と就業者のほぼ半数を占め、1か月の収入が「15万円未満」の割合が 67.3%を占め、厳しい経済状況がうかがえます。また、現状の日常生活に対する不安に加え、子どもの進路や将来など様々な悩みを抱えています。

今後も、ひとり親家庭が自立し安定した生活を送るため、就業や経済的支援、日常生活支援のほか、相談業務の充実など、幅広い施策が求められています。

主な施策の展開方向

(1) 自立の支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就労に関する相談、技能習得、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供します。
- ・母子・父子自立支援員や就業支援専門員による各種相談をはじめ、関係機関と連携して、ひとり親家庭の自立支援を進めます。
- ・ひとり親家庭の自立に向けて、各種資格や技能などの取得を促進します。

(2) 生活の支援

- ・児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成、保育料の軽減などの経済的な支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭の日常生活や養育費などに関する専門的な相談・支援を行うとともに、関係機関と連携して、各種制度の周知と活用を図ります。
- ・ひとり親家庭の市営住宅の入居申し込みの優遇措置や母子家庭専用の市営住宅の提供により、居住の確保を支援します。
- ・技能習得のための通学や就職活動、通院、就労などにより、子育て支援や生活援助が必要なひとり親家庭を支援します。

子ども自らの健やかな成長を支援する

■目指す姿

子どもが、自ら考え、行動し、多様な人との交流や体験活動を通して、豊かな人間性と社会性を培い、たくましく健やかに成長できています。

■基本目標の背景

○核家族化の進行や地域でのつながりの希薄化、インターネットやSNSの普及などに伴い、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもが様々な体験活動をする機会が少なくなっています。

基本施策 IV-1 子どもの体験活動の推進

現状と課題

子どもが自ら学び、考え、行動する力や、豊かな人間性、社会性を育むために、自然体験や職業体験機会の充実や、文化・スポーツ活動の推進、国際交流活動の推進など、多様な体験を重視する取組みを青少年育成団体や関係機関と連携しながら進めてきています。

核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化、インターネットやSNSの普及など、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもの様々な体験活動をする機会が少なくなっています。

子どもは年齢とともに、多様な人間関係の中で様々な経験を積み、豊かな人間性を養いながら成長していくことから、今後も、子どもの様々な体験活動の機会の確保を図る取組みが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 体験活動機会の推進

- ・ 青少年育成団体などの関係機関と連携した体験活動機会を提供します。
- ・ 体験活動施設や社会教育施設を活用し、子どもの自然学習や郷土学習などの体験活動や親子でふれあう機会を充実します。
- ・ 中高生を対象に、命の大切さや子育ての楽しさを学ぶための学習機会や育児体験機会を提供します。
- ・ 子どものキャリア教育や姉妹都市への派遣交流、ものづくり体験学習などの体験機会を提供し、コミュニケーション能力や社会性の向上に取り組みます。

(2) 児童会館機能の確保

- ・ 子どもの科学に対する興味や知識を深める取組みを進め、豊かな感性や創造力を育てる自主的な活動を支援するとともに、文化活動や親子で文化に触れあえる機会の提供を図ります。

(3) 文化・スポーツ活動の推進

- ・ 子どもの文化芸術に対する関心を高める取組みを進め、豊かな感性や創造力を育てる活動成果の発表や良質な文化芸術にふれる鑑賞の機会の提供ほか、子ども向け公演やイベントなどの情報提供の拡充を図ります。
- ・ 関係団体と連携し、スケートをはじめとするスポーツを通じて、子どもの基礎体力の向上を図ります。
- ・ 誰もが気軽にスポーツやレクリエーション活動を楽しめる機会や場所を提供します。

(4) 国際交流の推進

- ・ 国際交流施設の活用や姉妹・友好都市への相互派遣を通じて子どもの国際交流活動を進めるとともに、国際的視野の拡大や国際理解の促進を図ります。
- ・ 国際感覚やコミュニケーション能力の向上を図るため、国際交流員による学校訪問の充実など、国際理解教育や交流事業を進めます。

基本施策 IV-2 青少年の社会参加の支援

現状と課題

青少年の自立や社会参加を促すため、地域で活躍するジュニアリーダーの養成や青少年の意見を発表する機会の提供などを進めています。

社会環境等がめまぐるしく変化する中、活力ある地域社会を構築するためには、次代の青少年による地域社会への参加が求められています。

今後も、青少年の自立や社会参加を促す取り組みや、青少年の自主的な活動を促進する必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 社会参加活動の支援

- ・ 青少年の社会参加の意欲を高めるため、自らの考えや思いを社会に向けて発言する機会を提供します。
- ・ 社会の一員としての活動意欲や意識を育むため、環境美化運動、リサイクル活動、募金活動など、青少年のボランティア活動を推進します。
- ・ 子どもが、自ら平和について考える機会を提供します。

(2) ジュニアリーダーの養成

- ・ 青少年育成団体などと連携し、体験活動や宿泊研修を通して、積極的に地域や学校での活動に取り組む青少年のリーダー養成を進めます。

(3) 自主活動の奨励

- ・ まちづくり活動に参画できる仕組みづくりを進め、自主的な活動を支援します。

基本施策 IV-3 青少年の健全育成活動の推進

現状と課題

青少年の健全育成を図るため、地域の人材を活用した学校における育成活動の取組みを進めるとともに、青少年育成者団体への支援や地域ボランティアの育成及びネットワーク化など地域における育成活動を推進してきています。

家族形態や社会情勢の変化、地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもの健やかな成長のために、家庭・学校・地域それぞれが役割を果たし、相互に協力していくことが求められています。

今後も、学校や地域における青少年の健全育成に関する地域の主体的な参画を図る取組みを推進する必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 学校における育成活動の推進

- ・地域の企業や経済団体との連携を図りながら、キャリア教育などの推進や青少年の自立につながる支援を行います。
- ・ふるさとへの理解や愛着を深め、心豊かでたくましい人間性を育むため、ふるさとの魅力や課題などについて学ぶ機会を提供します。
- ・帯広市の生徒指導機関とSNS利用に起因するトラブル事例や解決方策を学ぶ研修会を開催します。

(2) 地域における育成活動の推進

- ・地域における青少年の健全育成に携わるボランティアの養成を図るとともに、家庭・学校・地域との連携によるボランティア同士のネットワーク化を進めます。
- ・青少年の健全育成を推進するため、青少年育成者団体や教育関係団体を支援します。
- ・社会生活を送る上で不安や困難を抱えた若者の境遇や状況に応じた、自立や就労への支援を進めます。

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法において、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を、教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策を盛り込むことが義務付けられています。

●事業区分一覧

(1) 特定教育・保育施設等、特定地域型保育事業	
①	1号認定（3-5歳、教育認定）
②	2号認定（3-5歳、保育認定）
③	3号認定（0-2歳、保育認定）
(2) 地域子ども・子育て支援事業	
①	利用者支援事業
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査事業
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	子育て援助活動支援事業（就学後児童対象ファミサポ）
⑧	一時預かり事業（在園児対象型）
⑨	一時預かり事業（在園児対象を除く）、 子育て援助活動支援事業（就学前児童対象ファミサポ）
⑩	時間外保育事業（延長保育）
⑪	病児・病後児保育事業
⑫	放課後児童健全育成事業（児童保育センター）
その他	
⑬	一体型放課後子供教室

教育・保育提供区域は、地理的条件や社会的条件（人口、交通事情など）を総合的に勘案し、定めることとされていることから、放課後健全育成事業は小学校区（26校区）、その他の事業は市域全域（1区域）とします。

量の見込みについては、2018（平成30）年11月に実施した子育て世帯へのアンケート調査結果やこれまでの利用実績などを用いて算出します。

(1) 特定教育・保育施設等、特定地域型保育事業

① 1号認定(3-5歳、教育認定)

2号認定の必要サービス量については、2020(令和2)年度の1,599人から、2024(令和6)年度には1,373人となる見込みです。

児童は減少していくと見込んでいますが、受入れ体制の確保に努めます。

対象：1号(3-5歳) 単位：人			2020年度 (令和2)		2021年度 (令和3)		2022年度 (令和4)		2023年度 (令和5)		2024年度 (令和6)		
			1号	(新2号) 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	1号	(新2号) 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	1号	(新2号) 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	1号	(新2号) 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	1号	(新2号) 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	
量の見込み			市内	1,187	412	1,154	401	1,100	382	1,060	368	1,019	354
			計①	1,599		1,555		1,482		1,428		1,373	
確保 方 策	市 内	特定教育 ・保育施設	幼稚園	540		540		540		540		540	
			認定こども園	646		646		646		646		646	
			確認を受けない幼稚園	491		491		491		491		491	
	市 外	特定教育 ・保育施設	幼稚園	70		70		70		70		70	
		利用可能数計②		1,747		1,747		1,747		1,747		1,747	
差(①-②)			△148		△192		△265		△319		△374		

② 2号認定（3-5歳、保育認定）

2号認定の必要サービス量については、2020（令和2）年度の1,935人から、2024（令和6）年度には1,661人となる見込みです。

児童は減少していくと見込んでいますが、受入れ体制の確保に努めます。

対象：2号（3-5歳）		2020年度 （令和2）	2021年度 （令和3）	2022年度 （令和4）	2023年度 （令和5）	2024年度 （令和6）	
量の見込み	市内	1,935	1,882	1,794	1,729	1,661	
	計①	1,935	1,882	1,794	1,729	1,661	
確保 方策	特定教育 ・保育施設	保育所	1,679	1,679	1,673	1,593	1,498
		認定こども園	216	216	216	216	216
	特定地域型保育事業		39	39	39	39	39
	認可外 保育施設	企業主導型 （地域枠）	20	20	20	20	20
	利用可能数計②		1,954	1,954	1,948	1,868	1,773
差（①－②）		△ 19	△ 72	△ 154	△ 139	△ 112	

※ 特定地域型保育事業は、2020（令和2）年度から認可へ移行した農村地区の3保育所。

③ 3号認定（0-2歳、保育認定）

3号認定の必要サービス量については、2020（令和2）年度の0歳267人、1・2歳1,114人から、2024（令和6）年度には0歳290人、1・2歳1,102人となる見込みです。

出生数は、やや減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加などにより保育ニーズは高い状況が続くものと見込んでおり、計画期間内において3号認定の児童の受入れ枠の不足が生じることから、定員の弾力化などを活用することにより、受け入れ体制の確保に努めます。

対象：3号（0-2歳）			2020年度 （令和2）		2021年度 （令和3）		2022年度 （令和4）		2023年度 （令和5）		2024年度 （令和6）	
			0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み	市内		267	1,114	273	1,071	279	1,101	285	1,101	290	1,102
	計①		267	1,114	273	1,071	279	1,101	285	1,101	290	1,102
確保策	特定教育・保育施設	保育所	230	861	230	861	236	861	236	861	242	870
		認定こども園	12	90	12	90	12	102	12	114	12	114
	特定地域型保育事業		11	49	11	49	11	49	11	49	11	49
	認可外保育施設	企業主導型（地域枠）	17	46	17	46	17	46	17	46	17	46
	利用可能数計②		270	1,046	270	1,046	276	1,058	276	1,070	282	1,079
差（①-②）			△3	68	3	25	3	43	9	31	8	23

※ 特定地域型保育事業は、市街地の小規模保育事業1所と事業所内保育事業所2所に加えて、2020（令和2）年度から認可へ移行した農村地区の3保育所を含む。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

本事業は、施設や事業について相談や情報提供などの支援を行うことから、本庁舎のこども課（特定型）と保健福祉センターの子育て支援課（基本型と母子保健型）の2か所を実施主体として位置付け、支援実施に必要な体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	
量の見込み ①		2	2	2	2	2	
確保 方策	実施箇所数 ②	2	2	2	2	2	
	形態 別	基本型	1	1	1	1	1
		特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1	
差 (①－②)		0	0	0	0	0	

② 地域子育て支援拠点事業

私立保育所への委託などにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ①		5,911	5,661	5,647	5,537	5,453
確保 方策	実施箇所数	7	7	7	7	7
	利用可能数 ②	5,995	5,995	5,995	5,995	5,995
差 (①－②)		△ 84	△ 334	△ 348	△ 458	△ 542

③ 妊婦健康診査事業

医療機関等への委託などにより、健診体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の 見込み	妊婦一般 健康診査①	14,529	14,225	13,947	13,706	13,441
	超音波検査②	6,863	6,719	6,588	6,474	6,349
確保 方策	妊婦一般 健康診査③	14,529	14,225	13,947	13,706	13,441
	超音波検査④	6,863	6,719	6,588	6,474	6,349
妊婦一般健康診査 差 (①－③)		0	0	0	0	0
超音波検査 差 (②－④)		0	0	0	0	0

④ 乳児家庭全戸訪問事業

出生数はや減少傾向と見込んでいますが、必要な職員の配置などにより、全戸訪問可能な体制の確保に努めます。

区分	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ①	1,148	1,124	1,102	1,083	1,062
確保方策 ②	1,148	1,124	1,102	1,083	1,062
差 (①－②)	0	0	0	0	0

⑤ 養育支援訪問事業

必要な職員の配置などにより、支援実施可能な体制の確保に努めます。

区分	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ①	340	340	340	340	340
確保方策 ②	340	340	340	340	340
差 (①－②)	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業

私立児童養護施設への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ①	91	89	87	85	82
確保方策	実施箇所数	1	1	1	1
	利用可能数 ②	100	100	100	100
差 (①－②)	△ 9	△ 11	△ 13	△ 15	△ 18

⑦ 子育て援助活動支援事業（就学後児童対象としたファミリー・サポート・センター事業）

民間団体への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の 見込み	低学年	349	407	462	519	570
	高学年	334	357	375	386	394
	計 ①	683	764	837	905	964
確保 方策	箇所数	1	1	1	1	1
	低学年	952	1,038	1,124	1,210	1,296
	高学年	1,304	1,422	1,540	1,658	1,776
	計 ②	2,256	2,460	2,664	2,868	3,072
差 (①－②)		△ 1,573	△ 1,696	△ 1,827	△ 1,963	△ 2,108

⑧ 一時預かり事業（在園児対象型 現在の幼稚園の預かり保育事業）

私立幼稚園への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分				2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の 見込み ①				412	401	382	368	354
確保 方策	市内	特定教育 ・保育施設	幼稚園	135	135	135	135	135
			認定こども園	161	161	161	161	161
		確認を受けない幼稚園		122	122	122	122	122
	市外	特定教育 ・保育施設	幼稚園	17	17	17	17	17
			利用可能数 計 ②	435	435	435	435	435
差 (①－②)				△ 23	△ 34	△ 53	△ 67	△ 81

⑨ 一時預かり事業（在園児対象型 現在の保育所の一時的保育事業）、
子育て援助活動支援事業（就学前児童対象としたファミリー・サポート・センター事業）

一時預かり事業及び子育て援助活動支援事業ともに、保育所や民間団体への委託などにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分			2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ①			7,908	7,372	7,277	6,997	6,720
確保 方策	一時預かり (在園児対象 除く)	箇所数	3	3	3	3	3
		利用可能数	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	子育て援助活 動支援事業 (病児・緊急対応 強化除く)	箇所数	1	1	1	1	1
		利用可能数	1,128	1,230	1,332	1,434	1,536
	利用可能数 計 ②		8,628	8,730	8,832	8,934	9,036
差 (①-②)			△ 720	△ 1,358	△ 1,555	△ 1,937	△ 2,316

⑩ 時間外保育事業（保育所の延長保育）

私立保育所や小規模保育事業所への運営費支援などにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ①		239	231	225	219	212
確保 方策	箇所数	30	30	30	30	30
	利用可能数 ②	258	258	258	252	246
差 (①-②)		△ 19	△ 27	△ 33	△ 33	△ 34

⑪ 病児・病後児保育事業

小児科医院や認可外保育施設への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分			2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ①			283	273	266	259	1,255
確保 方策	病児 保育	箇所数	0	0	0	0	1
		利用可能数	0	0	0	0	1,200
	病後児 保育	箇所数	2	2	2	2	2
		利用可能数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	利用可能数 計 ②		1,200	1,200	1,200	1,200	2,400
差 (①-②)			△ 917	△ 927	△ 934	△ 941	△ 1,145

⑫ 放課後児童健全育成事業（児童保育センター）

平成 27 年度から対象を小学 6 年まで拡大したことに伴い、高学年の保育需要も一定程度見込んでおり、学校や福祉センターの公共施設などを活用することにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量 の 見 込 み	1年	637	649	610	610	597
	2年	620	585	594	564	559
	3年	541	534	507	516	488
	4年	338	348	346	331	334
	5年	143	159	159	160	154
	6年	77	62	77	73	74
	計 ①	2,356	2,337	2,293	2,254	2,206
確 保 方 策	施設数	39	39	39	39	38
	クラブ数	54	54	54	54	53
	利用可能数 ②	2,678	2,678	2,678	2,678	2,645
差 (①－②)		△ 322	△ 341	△ 385	△ 424	△ 439

⑬ 子どもの居場所づくり事業

一体型の導入推進により、児童が参加しやすい環境づくりに努めます。

区分	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
一体型	5	5	6	6	7
連携型	21	21	20	20	19

5 計画の推進体制と点検・評価

本計画の推進にあたっては、以下のそれぞれの役割について市民に周知を図りながら、社会経済情勢や国の動向、市民ニーズの変化や帯広市の他の計画との整合性を勘案しながら、柔軟に進めることとします。

(1) 市民・企業・行政の役割

①市民

保護者には子育ての一義的重要な役割を持つことや、すべての市民には、地域全体で子どもと子育て家庭に対し、思いやりを持ち、見守り支えていくことが望まれます。

②企業

男女がともに働きながら豊かで充実した子育てができるよう、国や北海道、帯広市が実施する施策を理解し、協力するとともに、必要な雇用環境づくりに取り組むことが望まれます。

③行政

庁内関係部で構成する「帯広市こどもの施策推進委員会」において、子ども・子育てに関する施策の総合的調整や、本計画の推進・検証など、必要に応じた庁内横断的な取組みを行います。

また、母子保健や子育て支援に関わる団体などで構成される「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」において、本計画の策定・評価・推進などの協議を行うこととしているほか、青少年の健全育成に関わる機関、団体で構成される「子ども・若者支援地域協議会」や関係機関・団体、企業、ボランティア団体などとの連携・協力を図りながら計画を推進します。

(2) 計画の点検・評価

毎年度、施策の進捗状況を点検・評価し、市町村子ども・子育て会議の役割を担う「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」において評価結果を報告します。

また、施策毎の点検結果などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の進捗管理（目標値の設定について）

①本計画での目標値

目標項目	基準値	目標値（令和6年度）
	調整中	

【参考資料】

- 1 第2期おびひろ子ども未来プラン策定の経過
 - (1) 策定経過
 - (2) 帯広市健康生活支援審議会児童育成部会委員
- 2 用語解説
- 3 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

調整中